■　第 11 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会　会議録【確定】

〇日時：平成 26 年 9 月 18 日（木）　午後７時から

〇場所：新潟市役所本館３階　対策室

〇出席者

・委　員：石川委員、伊東委員、金子委員、川崎委員、熊倉副座長、角家委員、佐藤(佐)委員、佐藤(洋)委員、白柏委員、竹田委員、田中委員、遁所委員、長澤座長、長谷川(美)委員、和田委員、桝屋委員、松永委員　計 17 名

・関係課：保育課長補佐、こども未来課育成支援係長、広聴相談課長、こころの健康センター精神保健福祉室長、保健所保健管理課長、産業企画課長補佐、住環境政策課長補佐、都市計画課長補佐、土木総務課長、中央区健康福祉課長、教育委員会学校支援課特別支援教育班総括指導主事　計 12 名

・事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課員５名

〇傍聴者：14 名（うち報道 2 名）

１　開　会

（司　会）

お集まりの皆様、ご苦労さまです。ただいまから、第 11 回（仮称）障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例検討会を開会いたします。本日は、お忙しい中検討会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の進行を務めます、障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議につきましては議事録を作成しますので、テープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。また、委員の皆様のご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、挙手をお願いしたいと思います。

会議に入ります前に、本日の資料の確認をお願いいたします。本日、机上配付したものといたしまして、本日の次第、それから皆様の名簿、座席表、参考資料３と参考資料４を机の上に配付してございます。また、事前にお送りさせていただいたものとしまして、当日の検討会で議論いただきたいポイントという資料、それから番号を振っております資料１、資料

２、資料３、資料４、資料５、それから参考資料１、参考資料２。以上となります。お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

次に、今回お配りしました資料３につきましては、第３章が抜けた資料となっております。この第３章の部分につきましては、第 12 回の次回の検討会で資料としてお配りしたいと考えておりますので、ご了承ください。次に、資料５についてですが、こちらは６月から７月に開催しました意見交換会の参加者から、後日、事務局に送られた、条例検討会に対する意見の原文となっております。ご意見を寄せられた方がホームページへの掲載を希望した意見ということをこちらの資料にしております。

次に、参考資料１ですが、こちらは前回の第 10 回検討会の終了後に検討会に寄せられたご意見となっております。このように、この検討会では傍聴者に対しまして傍聴した感想、意見を検討会に伝える仕組みを設けております。傍聴者からいただいた意見や感想につきましては、今回お配りした参考資料１のとおり、委員の皆様の参考資料として検討会当日に配付させていただきますので、傍聴されている方におかれましては、様式は問いませんが、ご意見等ございましたら事務局に提出していただきたいと思います。

また、本日は報道機関が取材に入っておりますので、お伝えさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、佐藤福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

２　部長あいさつ

（佐藤福祉部長）

皆さん、こんばんは。新潟市福祉部長の佐藤でございます。

本日は、第 11 回目の検討会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。皆さんご案内のとおり、この検討会は４月に第 10 回まで行いまして、中間とりまとめという段階まで検討してきました。その後、事務局で条例のたたき案というものを作りまして、６月、７月にかけましてすべての区を含む説明会を延べ９回開かせていただき、出席していただいた方は 422 人という多くの方々に来ていただいております。その際、総計で 100 を超える意見が寄せられております。非常に熱心に質疑応答がなされていたわけでございますけれども、一定の関心はあるのだなということなのですけれども、これをこれから新潟市民全体に広げまして、この条例に対する周知と理解をどう進めていくかといったことも、やはり、大きな課題なのだなと感じております。

今日からまたこの検討会を再開させていただいて、毎月第３木曜日夜にということでお願いすることになります。今回からは、最終のとりまとめに向けまして皆様からご議論いただき、ご苦労をかけるわけでございますけれども、この条例が市民にとりましてよりよい、そ

して新潟らしい条例になるように私どもも取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございます。よろしくお願いいたします。

（司　会）

誠に恐れ入りますが、佐藤福祉部長につきましてはほかの公務のため、これで退席させていただきます。

３　報告事項

（司　会）

引き続き、３報告事項に入らせていただきます。資料１をご覧ください。こちらは意見交換会の各会場の参加者数と意見数を掲載しております。今ほど福祉部長のごあいさつにもありましたが、合計で延べ 422 人が意見交換会に参加いただきました。そこで多くの意見をいただきまして、資料３に意見交換会でいただいたすべての意見を掲載しております。本日からの検討会では、出された意見を踏まえながらご議論いただきたいと考えております。

次に、議事に移ります前に、本日の委員の出席状況でございます。委員 20 名のうち片桐委員、正道委員、長谷川イミ委員の３名から欠席の連絡をいただいておりまして、計 17 名の出席となっております。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事につきましては、長澤座長に進行をお願いいたします。長澤座長、よろしくお願いいたします。

４　議　事

（１）今後の進め方・スケジュールについて

（長澤座長）

それでは、お願いいたします。次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議事（１）今後の進め方、スケジュール案についてです。事務局、説明をお願いいたします。

（事務局）

資料２をご覧ください。こちらは中間とりまとめと意見交換会、あと、条例案の関係を整理した表になっております。まず、４月の中間とりまとめを基に事務局では５月から８月にかけて条例のたたき案を作成いたしました。また、並行して６月、７月にかけて各区で意見交換会を９回開催し、多くの意見をいただきました。なお、条例のたたき案は意見交換会と並行して作業を進めておりましたので、意見交換会でいただいたご意見は原則として反映さ

れていません。意見交換会などでいただいたご意見と条例のたたき案、それから中間とりまとめ、意見に対する再検討案を対照表として一つにまとめたのが皆様のお手元にある資料３となっております。今後の検討会では、資料３にある意見交換会での意見を踏まえ、条例のたたき案と再検討案について皆様からご議論いただき、その議論を反映した条例案を作成していきたいと考えております。

次に、裏面をご覧ください。今後のスケジュールについてです。まず、本日の第 11 回検討会の進め方ですが、出されたご意見のうち、特に重点的に議論が必要だと考えられる①から⑤の五つの項目について、条例に盛り込むべきかどうか、今回、その方向性をご議論いただきたいと考えております。

次に、10 月の第 12 回では、資料３を使用し条例の推進会議や相談機関、調整委員会のあり方などについても議論していただくとともに、いただいたすべての意見を考慮しつつ、具体的な条文の検討を、条文の流れもありますので、第１条から順に進めていきたいと考えております。

次に、11 月以降の日程の部分ですが、二つの例をお示ししております。条例を公布、施行するに当たりましては、パブリックコメントを実施するとともに議会にて審査していくことが必要になります。パターン１については、当初目標としていた日程ですが、11 月の検討会で最終とりまとめを作成し、平成 26 年２月に議会審査を経て来年の４月１日に条例を公布。それから、ここはまだ不確定な部分がありますが、差別を禁止する規定部分など直ちに施行できる部分があれば一部施行し、その後、周知期間ですとか第三者委員会の設立などの準備を経て、12 月に全面施行するスケジュールが考えられます。かなりタイトなスケジュールではありますが、こういうものが一つの、当初目標としていたスケジュールになります。

パターン２についてですが、今回の第 11 回と来月の第 12 回ですべての意見を検討できなかった場合につきましては、２月の次の議会が６月議会となります。11 月と 12 月に予備日を設けて最終とりまとめを２月に、議会審査を６月に行いますと、平成 27 年７月に公布、また、一部施行し、周知期間を経て法律と同じ平成 28 年４月１日に全面施行というスケジュールになります。今後の２回の進み具合により、パターン２になる可能性もあるということをお知らせさせていただきました。

次に、別添資料をごらんください。これは障害者差別解消法にある基本方針、対応要領、対応指針の策定スケジュールが国の障害者政策委員会の資料に示されました。基本方針の閣議決定の時期ですが、当初、９月を予定していたものが 12 月に、基本方針を踏まえ作成される対応要領、対応指針が当初平成 27 年３月を予定していたものが来年の夏ごろになると

いうことでございます。このため、パターン１の日程の場合には、明らかに国の基本方針を踏まえて条例を策定するということがかなり難しくなっているという状況でございます。

（長澤座長）

ありがとうございました。

本日の進め方と今後のスケジュールについて、事務局より説明がありました。このことについてご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。本日議論すべき事項が五つ示されております。

（２）条例（たたき案）について

（長澤座長）

それでは、この辺りで次の議事に移らせていただきます。議事（２）、条例（たたき案）についてです。先ほど議事（１）で説明があったとおり、本日は条例に盛り込むべきかどうかという視点で、五つの重点事項を皆様に議論していただきます。事務局、説明をお願いいたします。

（事務局）

資料３をご覧ください。この資料は、左側から条例、つまり条文のたたき案、次にその条文の基となった中間とりまとめの抜粋、その次に中間とりまとめに対して意見交換会などでいただいたご意見。この欄にはいただいたご意見のすべてを掲載しております。そして、一番右に、いただいたご意見を踏まえた再検討（案）を対照表にしてまとめたものでございます。条例のたたき案につきましては、分かりやすい条例にすべきというご意見を踏まえ、ですます調の条文となっております。繰り返しになりますが、意見交換会などでいただいたご意見は原則としてこのたたき案には反映されていません。また、表の一番右端にあります再検討（案）の部分についてですが、いただいたご意見に対して、はじめからこの検討会で検討していただければよいのですが、時間の都合もあることから、再検討のたたきとなるよう案を事務局でお示ししたものですので、これを基にその中身については検討員の皆様からご検討いただきたいと考えております。

また、いただいたご意見につきましては検討会で検討することを意見交換会でお約束しておりまして、最終的にどう取り扱ったかを市民の方々にお示しする必要があると考えております。具体的には、最終的な条例案のパブリックコメントの実施と並行して、いただいたご意見に対する回答としてホームページに掲載、公開したいと考えております。なお、ホームページの公開時には事務局である市からの検討会のご意見を踏まえての回答となることから、この再検討の部分の言い回しを事務局、つまり市の立場で記載していますことをご了承願い

ます。

今後の検討会では、主にこの資料３を使用して、条例の流れもあることから、条文一つ一つについて、いただいた意見を踏まえながら皆様に議論していただきたいと思っております。本日は、まず、その内、特に重点的に議論が必要であると考えられているもの、また、現在、条文に盛り込まれていないものなどについて、条例に盛り込むべきかどうかを検討していただきたいと思います。

まず、一つ目ですが、４ページから６ページの第５条、不当な差別的行為の禁止の第１号から第９号ですが、意見の欄の（12）、何が差別にあたるか明確にするため、雇用、教育など各生活分野において、差別禁止の各論的規定を設けるべきとのご意見を踏まえ、事務局で再検討した結果、分野別の具体的な差別的内容をたたき案に盛り込んでおります。こちらについては、中間とりまとめでは具体的な内容を条例に盛り込むかガイドラインに盛り込むかについては、引き続き検討していきますという形になっておりました。盛り込む理由といたしましては、いただいたご意見にもありますが、何が差別に当たるか市民に明確に示すことができるということ、それから法律に示されていない部分を条例に盛り込むことで新潟市条例の独自性を出すことができるということから、盛り込もうというものです。この不当な差別的対応を明確にする分野別の各論的な規定について、事務局案では、中間とりまとめにありました８項目と、その他として９号までを掲載しております。第５条、各号の具体的な条文の内容につきましては次回以降にもご検討いただきたいと思いますが、条例に盛り込むことについて委員の皆様はどのように考えられるか、ご意見をいただきたいと考えております。

二つ目ですが、７ページから８ページにあります第６条、合理的配慮の不提供の禁止についてです。７ページの第２項の事業者の合理的配慮については、たたき案では中間とりまとめのとおり民間事業者は努力義務としておりましたが、意見の（17）、（18）にあるとおり、民間事業者も市と同様に法的義務にすべきという意見が出されています。こちらにつきましては、委員の皆様が意見交換に参加され、また、議事録等を確認されて、現在、どのような見解をお持ちか、義務とすべきかどうかをご議論いただきたいと思っております。なお、現在、12 の地方公共団体で条例を制定しておりますが、その内７団体が民間事業者にも義務として規定しております。

三つ目です。13 ページから 14 ページにあります、公表や罰則に関するご意見です。公表については、意見の（46）にありますが、社会的属性を公にする危険な措置であり、弁明の機会もないことからやめてもらいたいという意見がありました。弁明の機会については中間とりまとめでは記載しておりませんでしたが、たたき案では第 13 条や第 17 条、第 18 条第２項で差別的な対応をとったとされる方の意見を十分聞く機会を設けることや、公表の手続

きを慎重に行うこととして、たたき案には公表の規定を盛り込んでおります。この公表の規定を条例に盛り込むべきかどうかについて、皆様からご意見をいただきたいと思っております。

また、併せまして罰則についてですが、これは意見の（47）から（49）にありますが、罰則を設けるべきという意見がある一方で、意見の（50）のように、罰則により一時的に解消されても気持ちが伴わないと意味がいないという意見もいただいております。たたき案では、話し合いを通じて相互に理解することとしている中間とりまとめのとおり罰則を盛り込んでいませんが、こちらも委員の皆さんが意見交換に参加し、また、議事録を確認して、現在、どのように考えておられるのか、罰則の規定を条例に盛り込むべきかどうかをご意見いただきたいと思います。

最後に、15 ページをご覧ください。規定を追加すべきとの意見が（92）から（97）まで７項目いただいております。意見の（92）は前文や基本理念を条例に盛り込むべきとのご意見ですが、こちらについては参考資料２の１ページから８ページに他都市の前文と基本理念を掲載していますので、そちらも参考にしながらご覧ください。続きまして、意見の（93）です。ハラスメントの規定を設けるべきとのご意見ですが、こちらについては、条例を制定している 12 団体のうち京都府が相談の対象としてハラスメントを規定しております。これは参考資料２の８ページの最後に京都府の条例の該当部分を掲載しておりますので、そちらも参考としながらご意見をいただきたいと思います。意見の（94）、（95）は性同一性障がいの規定を設けるべきとのご意見、それから（96）については障がいの有無にかかわらずだれもが安心して次世代を担う子どもを生み育てられる社会という文言を盛り込むべきとの意見。それから、（97）は障がいのある人の自立のため生活費の補償という規定を盛り込むべきというご意見。最後に（98）ですが、障がいのある人の行き場の確保のため、日中活動の場の確保という規定を盛り込むべきとの意見です。こちらについても、事務局で考える再検討案をお示ししておりますので、皆様からのお考えをご意見いただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。

ただいま、本日議論していただきたい重点事項についての説明がありました。本日の目標として、今、事務局から説明がありました重点事項については、すべてご意見を伺いたいと考えております。特に無理して合意を急ぐということよりも、多くの方の意見を聞き、方向性を見いだせたらと考えております。全く正反対の意見が出るのは当然だと思いますので、遠慮せずにご自分のご意見を出していただければと思います。

ただ、時間の都合もありますので、議論が途中の場合でも次の論点に移らせていただく場

合がありますので、ご了承ください。

それでは、一つずつ進めてまいります。まず、最初に資料３の４ページから６ページにかけてある不当な差別的行為の禁止の各論的規定について、４ページにある（12）差別禁止の各論的規定を設けるべきとの意見を踏まえ、事務局案として分野別に第５条の第１号から第９号としてたたき案に盛り込んでいます。こちらについて、条例に盛り込むべきか、それともガイドラインに盛り込むべきか、再検討案を参考にしながらご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（角家委員）

弁護士の角家でございます。

当会では、今日お配りしていただきました参考資料３で意見書を出させていただいております。その６ページをご覧いただければと思うのですが、そこに各論的施策の定め方について、当会の意見を添付させていただいております。当会としては、これは定めを入れるべきと考えておりますが、私個人もそのように思っております。

その理由でございますが、差別というのは各生活分野において日々生じるわけですけれども、これが具体的に関係する、何が差別に当たるのかという自信がなければ目的の達成が難しいというところがございます。差別する側が何が差別であるかを知ること、それから差別される側が自分が受けた対応が差別に当たるかどうかを知るためには、具体的な差別の内容が提示されることが必要だというように思っております。起きた差別を解消するためにも、それをまた未然に防止する意味でも、この規定を入れるということに私としては賛成の意見を申し上げます。

（長澤座長）

ありがとうございました。入れるという事務局案に賛成というご意見をいただきました。

（桝屋委員）

桝屋です。

私もこれについては入れることを賛成としたいと思います。私はよく、他人に何が差別なのかということを説明するときに、無意識の差別ということを説明としては入れるわけなのですけれども、健常者の方には意識せずに、空気を吸うように、吐くように差別をするということが日常茶飯事で行われていることが考えられます。実際、私もそういうことを受けてきたわけですけれども、そういうことを条例の中にはっきりと盛り込むことで、これは差別なのだということをしっかり認識していただくということを市民全体の方に周知して、共通の認識として持っていくべきものなのかなと思って、賛成させていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。賛成というご意見をいただきました。

（川崎委員）

反対までは申し上げませんが、消極的に考えます。というのは、まず、この条例自体、差別というものに関して物差しづくりを行うという意味で、非常に意義があると思っております。そういう意味では、明確にしていくという意味合いからすると、規定を置くべきというお考えはもっともだとは思うのですが、障害者差別解消法を受けて国の基本指針、各分野別の対応指針が未だに出ません。先ほど事務局からご説明があったとおり、来年という時期が想定されるというこの時点で分野別に入っていくというのは、今後、この内容についてまだ流動性があるということです。となると、頻繁な改正がまた考えられます。

そしてもう一つ、言葉尻をとらえるわけでは決してないのですが、正当な理由なしにというのが各項目、入っていないところもありますけれども、あります。そうすると、では、正当な理由なしとはどういうことなのか。どんどん、より明確に、というものが求められます。そういう意味では、少し具体的な指針等、そういったものが明らかになってというのが適切な時期かなと。市においてもガイドラインを作るということを前提にしているわけですので、どうしてもこれは反対とは申し上げませんが、消極的に考えます。

（長澤座長）

ありがとうございました。明確にすることはよいが、時期的なこととかガイドラインを設けるということから消極的に賛成というご意見でした。

（竹田委員）

社会福祉士会の竹田です。

今現在、12 の自治体でこの条例が作られているのです。具体的な各論規定を条例の中に盛り込んでいるのが 12 自治体の内７自治体なのです。５自治体が、今、川崎委員が言われたように総括的な形で示し、ガイドラインなどで示しているという状況になっています。12 分の７ですから、半々プラスアルファくらいの感じなのです。川崎委員がおっしゃることは本当にそのとおりで、今、福祉から情報分野まで、新潟市の中で各論として提示されていますけれども、それ以外のところで氏名などの乱用とか、意思表示にもう少し突っ込んでとか、あるいは女性差別の二重性の問題とか、いろいろな形で各自治体ごとにアレンジがなされている部分があるのです。

発達障がいのとらえ方も、ここ 10 年のうちにものすごく変化してきている状況があったりします。そうすると、やはり、１回作ったものをそのまま動かしていくというのはかなり無理が出てくるということは当然考えられてくるわけで、３年後に見直すとか５年後に見直すとか、そういう定時的な見直し規定を含めたうえで、あくまでも現時点での物差しとして

入れるというのはあってもいいのかなと思い始めているところです。

（白柏委員）

白柏です。

私も具体的な各論規定を入れるということには賛成です。ただ、見方が分からないのですけれども、条例のたたき案のところで、例えば、５ページの医療を提供する場合において、障がいのある人に対して、正当な理由なしにうんぬんというところがあるのですけれども、その隣の中間とりまとめを見ると、先ほども川崎委員がおっしゃっていましたけれども、正当な理由なしにというものが消えてしまっているのです。ぜひ、正当な理由なしにという文言は入れてほしいと思います。正当な理由というのは、考えればきちんと思い当たるものがあると思うので、この言葉を取り払ってしまうと、各論を載せるにしても厳しいかなという気はいたします。

（長澤座長）

ありがとうございました。

差別の規定を明確にするということに関しての反対意見はないと思うのです。その取り扱い方、条文に入れるかガイドラインにとどめるか、あるいは時期を見てというご意見ということなのですが、もう少しご意見いただけますか。

（田中委員）

田中です。

何が差別に当たるかが、障がいを抱えている方の状況とその周りの社会なり事業者のあり方との関係で出てくるとすれば、差別のありようも非常に多様なものになると思われるので、あまり条例という固い形の中に各論を置いているのは筋が違うのではないかと私は考えています。そういう意味で、国が採用したガイドラインという柔軟な方法のほうが多様な事例を拾い出すことができて適当ではないかと思います。

第２点は、第５条の各号に上げられていることは、あまり明確な固い内容にはなっていないように思われるので、積極的に反対するものではありません。ただ、そもそもこの条例の考え方からすると、かちっとしたことを盛り込むのはあまり適切ではないと思います。それから、各号については、ぜひ、検討会に参加されている事業者の方によくご検討いただいて、いいものにしていただければと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。ガイドラインで明確にするということで、実際に示されているのが詳細なものではないというとらえ方をしたのですよね。

（竹田委員）

その点に関して。竹田です。

今の意見、本当にそこのところが明確に現れているのが、先ほど白柏委員からもお話しのあった、条例のたたき案についての（８）の情報提供のところなのですけれども、情報提供ということで総括して、アとイ、障がいのある人に対して情報を提供するときがアで、障がいのある人から情報の提供を受けるときがイという形で分けているのです。事務局からとても練って考えていただいて、いろいろなところの条例を見ていただいて簡略化して作っていただいているのですけれども、簡略化したがゆえに意味が伝わらないという感じがあるのです。ほかの条例を見てみますと、ここの意思表示、情報提供の部分はかなり文章的に長いのです。そこまで書かないと意味が伝わらないというところが実際にあるなと思っています。確かに、これを全部中に入れていくと条例がとてもふくれあがっていくわけです。その辺で二段構えにするとかそういう形の方策とか、この中身についてはかなりかみ砕いて考えていかないと、このままだと何を言っているか分からないという感じになってしまうのではないかということを危惧します。

（長澤座長）

ありがとうございました。何が差別かということを明確にすることはほとんどの方のご意見で、それを条例の中に入れると、詳細に入れることが難しい。簡略化するとうまく真意が伝わらない可能性があるということを考えて、そうするとどうでしょうか、ガイドラインとのつながりをきっちりして、条例とガイドラインとで具体的な差別のイメージがどなたにもつくような、抽象的であいまいな意見ですけれども、そういうような方向性でまとめていくことが妥当なのかなと思うのです。それでも条例の中に具体的に入れたほうがいいというご意見がございましたら、再度でいいので、お聞かせいただけますか。

（角家委員）

角家です。

ガイドラインを策定することについては、当然、賛成です。障がいが多様である以上、そのすべてを条例に盛り込むことは不可能だと思っています。どこをガイドラインにしてどの枠を条例に載せておくかという問題だろうと思いますが、少なくともある一定の内容を持った規定を置いたうえで、さらに多様な障がいに対応するガイドラインを作る、それがひいてはこの条例が目的とするところを実現する方策だろうと思っていますので、どこまでも細かいものを入れるという意味ではなくて、ある程度の枠をきちんと定めるべきという意見です。

（長澤座長）

ありがとうございました。

それでは、もう一度何が差別に当たるかということを文言で示して、それとガイドライン

との関係性を明らかにして、どなたも条例を見てその辺で、基本的なところをおさえたうえで具体的なイメージはガイドラインでしっかりとらえることができるというような方向性で最終まとめを作っていただきたいと思いますが、そのようなとりまとめでいかがでしょうか。

少し私もうまく表現できなくてあいまいな言い方で申し訳ありません。では、そのような方向性で事務局、作成をお願いいたします。ありがとうございました。

次に、重点事項の②、資料３の７ページの合理的配慮の不提供の禁止について、民間事業者も義務規定にすべきという意見が出されています。たたき案では努力規定としております。これを義務規定とするかどうか、皆様からご意見をいただきたいと思います。

（遁所委員）

遁所です。

長澤議長と内閣府の説明会、また、新潟県弁護士会のシンポジウム、そしてまた各区の意見交換の説明にと数多くの機会をいただきまして、いろいろな方からいろいろな意見をお聞きし、自分の中にも、今抱えている問題などを合わせますと、やはり民間事業所は努力義務ではなく義務規定であるというところに落ち着きました。

一つには、新潟県弁護士会のシンポジウムの中で、星先生でしょうか、教授から、12 団体の中で都道府県、それから市町村でも公共団体の義務規定、さらに民間事業所でも義務規定があるというところが数多くあるというお話、そして障害者差別解消法の中で民間事業所が努力義務と規定されたことで、そこを受けて京都府の条例では努力義務になってしまったという経過をお聞きしながら、さらに、今、自分が抱えている民間事業所が努力したけれどもしないという、やはりそれは事実に突き当たり、努力義務にするとしないという方向になってしまうことが体験として、あるいは皆さんのご意見から実感としていただきました。また、後で述べられる罰則規定のあるなしというところで、そこのところはまた多くの議論、時間が必要なのかと思いますが、もし仮に罰則規定がない条例が作られたとしても、罰則規定がある条例が作られたとしても、いずれにせよ民間事業所のところは義務規定にしなければ前に進まないというところから、私は努力義務ではなく義務規定であるということを意見として述べたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。義務規定とすべきというご意見でした。

（佐藤（佐）委員）

経営者協会の佐藤でございます。

こちらについては、私どもの立場からしますと努力義務規定でお願いしたいというところでございます。理由は、７ページにあります隣の四角の中にありまして、事業者のうんぬん

というところがございます。民間施設の設備面の問題等、小規模事業所ではなかなか対応できないケースもあるのではないか。また、障害者差別解消法においてもうんぬんということがございます。もし義務規定にするのであれば、小規模事業所でも対応できるような、行政からの支援が受けられるということが確実に行われないとなかなかできないということも考えられるのではないかと思います。もちろん、義務規定にすることによる強制力に頼るということも一つの方法ではあると思いますが、反対側、事業所の立場からすれば、やりたいけれどもなかなかやることができないというケースも中にはあるのだろうと考えます。したがいまして、私としては努力義務規定でお願いしたいと考えております。

（長澤座長）

ありがとうございました。努力義務規定にしていただきたいというご意見でした。

（桝屋委員）

桝屋です。

私も法的義務としたい、基本的には賛成なのですけれども、条件つきで賛成としたいと思います。私もずっと考えていたのですけれども、事業者の立場から、あるいは当事者の立場からということを考えたときに、やはり努力では絶対に逃げられてしまう、どう考えても逃げられてしまう。かといって法的義務１本にしてしまったら事業者がつらい立場になってしまいます。本当にそれこそ経営が立ちゆかなくなる可能性も考えられるところも多々あるのではないかと思います。私としては、条件つきと申し上げたのは、やはり市からバックアップがあることが前提だと思います。どうすれば効率よく配慮ができるのか、あるいは配慮をするために資金が必要であれば補助が受けられるとか、そういった制度を作ることが前提で賛成としたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。義務規定にする場合には、何らかの援助、支援というものがあるべきというご意見だったと思います。

（川崎委員）

川崎でございます。

結論を申し上げます。基本的には義務とすべきだと考えます。しかしながら、今ほどお二方からお話があったとおり、いきなり義務というのは少しきついだろうと。そういった支援措置なり、むしろその前段で周知をしっかり図っていく期間を担保すべきだという意味で、経過措置を設けたらいかがかと思います。例えば、条例施行後３年程度の間、本文は義務としても努力義務という形で、周知がなければいきなりというのはやはり少し乱暴かなと思いますし、法自体もまだ施行されておりません。そのような観点から、３年が適当かどうかは

別としますが、その間、市においても必要な施策を当然検討すると。本当は必要なのだろうと思いますので、そういったものを担保する形で附則に盛り込むというのは可能かなと思いますので、この辺り、事務局の見解をお聞きしたいと思います。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

先ほど、桝屋委員が当事者でありながらもそのようなお話しをなさって、とてもそのとおりだと思っております。川崎委員がおっしゃったように、私もそのような発言をしようと思ったのですけれども、全くそのように考えております。

竹田委員が先ほどの問題で、３年なり５年なりのいろいろな経過を見ながら見直しをするという考えの基で、こういうことをきちんとみんなで納得していけばいいのかなと、今、思いました。

（長谷川（美）委員）

長谷川です。

私もきちんと法的義務としたほうがいいと思うのですけれども、やはり、企業に対して褒めようというのもこちらの中で入っているわけなので、そちらにもかなり積極性を現しながら、ぜひ、そういうようになっていくように、試行期間を入れるなどして支援策を考えながら、企業もある程度努力していくのだということが見られていくようにしていくことが望ましいのかなと考えます。実際に具体的に変わってもらいたいという私たちの願いがこの中にはあるというところを示されたらいいのかなと思います。

（松永委員）

松永です。

私も先日までは努力かなと思っていたのですけれども、いろいろ考えてみると、これはきちんと義務とうたったほうがいいのではないかと思っています。というのは、こういう話が、新潟市で条例を作る動きを進めている中で、先週、視覚障がい者、盲導犬ユーザーが病院で断られた事例がありました。こういう中で、では努力義務でいいのかなと。現実に私たちの周りでそういう差別が出ている中でそれを努力義務で済ましていいのかということを感じました。きちんと当初から義務をうたっておいて、先ほど川崎委員からも話がありましたけれども、その中で猶予期間、その間に市民の方々に差別のことに対して理解していただく活動をする中で、何年後かに本当に差別がなくなるという形になればいいと思いますので、当初からきちんと義務ということをうたっていったほうがいいのではないかと思います。

（熊倉委員）

私が思いますに、今、事業者の立場、あるいは医師の立場で対応されている方から具体的

な、我々として受け止めるとすれば、このような形で考えているという何か参考になる考え方を、ぜひ、お示しいただきたいと痛切に感じております。例えば、合理的配慮でいけば知的障がい者、あるいは視覚障がい者それぞれに応じた情報提供をするというのは合理的配慮の初歩的なものだと思いますが、では、店にそういう方が入ったときに、受け答えをするほうが英語を使うようにいろいろなコミュニケーション手段に対応できるようにしなければならないのかとか、極端に言えばそういうところまであるわけなので、現実、そういう場合にどういうところが合理的配慮だと考えているのか、こういうところが今できる限界だとかその辺の具体的なところを当事者の方にお示ししていただくというのがいいのではないかと思います。

あと、業者のことは先ほど正当な理由なしにというのがありまして、そこの議論に戻るつもりはないのですけれども、逆に医師法だと断れないというのが医師法の根本精神で、けがをしたときに医師はそれを助けてくださるというのが医師のイメージなのですけれども、では、障がい者の方はこれはごめんなさいということができるというのは、障がいが重くても少し納得しがたいところがあるのです。具体的に医師会なり医師の診断なりそういうところの関係の団体がこうして対応したいとお考えになっているのかというあたりを、もっと情報として率直にお出しいただいて、そうだねというような合意点が出れば、実情に合った、新潟市なら新潟市のガイドラインなり決まりができるのではないかという気がしています。現実に、やはり手術を受けられないとかいろいろなケースがありますので、その辺は、ぜひ、具体的に問題点を、逆に受ける側にはこういうことをしてほしいということを含めて、そういうお話があるとうれしいなと。少し脇にそれた話ですけれども、この辺の話はそれが基礎になるのかなと思います。

（白柏委員）

医師会の代表として出ている白柏です。

個人的には、例えば、私のクリニックに障がいのある方がおいでになって頭ごなしにおたくは見られませんとか私のところでは無理ですというようなことは１回も思ったことはないし、助けられるものであれば私も助けてあげたいといつも思って診療しています。ただ、私のクリニックにある道具だとか、あるいは私の医師としての力だとかそういうものには限度があるわけで、障がいのある方の種類とか程度によって適する医療機関というものがあると思うのです。正当な理由というのは、その方にとって転院されたほうが幸福になれるとかあるいは健康になれるとか手術もうまくいくとか、そういう理由で転院をお薦めしたり、ここでは見られないという言葉になってしまうと思うのです。ただ、私はとても説明する医師だと思っていますけれども、知り合いの中ではそういう言葉が足りないドクターもいるのだと

思うのです。きちんと語らなければ伝わらない部分があると思うので、医師も治すだけではなくて、人間対人間ですから、心と心のコミュニケーションをきちんととれるような教育もきちんと受けているはずなのだけれども、何というか少し足りないドクターもいるのだと思います。医師側の説明不足はあってはならないことですけれども、今後、私も医師会に持ち帰ってそういうことがないように、こういう会でそういう言葉が出たということもきちんと伝えていきますので、ご理解いただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。合理的配慮が、一つ一つの分野に関して何をやればいいかということが、非常に難しいわけです。

（遁所委員）

義務規定というのがイコールコストがかかるということではなく、私がイメージするのは、具体的に言うと、２階が皮膚科であるクリニックに通っているのですけれども、階段があって上れないというときに、ドクターは１階の内科で診てあげるということで、そういうところは義務にしても全然怖くないですし、例えば、歩道にしても国土交通省相手にここの歩道が危険だと言うと喜んで直してくれる。義務というところが犯罪者というかお金がかかって大変だというのではなくて、民間事業所で小さなお店で車いす用のトイレがなければ、近くのデパートに車いす用のトイレがあるからそこを利用して楽しんでくださいとか、そういうことを考えるきっかけが、義務にすれば出てくるという気持ちなのです。

最終的にはユニバーサルデザインということで、20 年前にノンステップバスが高くて新潟交通でも４台しか入れられなかったものがこれだけ普及して、本当にノンステップバスでなければいけないくらいのことになっているということは、やはりそういうことだと思うのです。最初から大規模に改修しろなどということは言っていなくて、段差があったらちょっとした板でもいいからやってほしいとか、あるいは目が見えない人が困っていたら声をかけるとか、そういう心の障壁を取り除くきっかけは消極的な努力義務ではなくて義務規定。義務規定にしてもやらない場合もあるわけですから罰則規定を設けないと、それは義務規定でいいではないかというイメージです。決して悪者にするわけではなくて、前向きに考えましょうと。そうすれば、障がいを持った人だけではなく、本当に足が不自由な、骨折した人で皮膚科に行かなければならない人も先生が１階で見ると、それでいいではないですか。そういうことなのです。ただそれだけの話です。

（長澤座長）

ありがとうございました。この条例の目的というのが、やはり共生社会の実現というものが根底にあるわけです。一方の人を懲らしめるとか不利な立場に置くということはそもそも

考えていないし、今、皆さんから出された意見でも、民間の方々に強制的にやれと言って、やらないとだめだというような意見は出されていないのです。その辺は共通しているのかなと感じるのです。ただ、民間の方々からすれば、どうしてもコストの問題とかいろいろな負担の問題は現実にあると思うのです。その辺の意見ももう少しお聞きしたいと思います。

ご指名で恐縮なのですけれども、和田委員、この件についていかがでしょうか。感想でも個人的なご意見でもけっこうですので、少し言いにくいかもしれませんが、お願いいたします。

（和田委員）

新潟交通の和田でございます。

私どもの会社は民間のバス会社ということになっておりますが、利用されるお客様から見ると、先ほども公共交通機関という言葉が出てきたように、民間なのだけれども不特定多数のお客様が乗られるということで、非常に公共性が高いという仕事だと感じております。民間というところと公共性が高いというのは非常に微妙な立場にあるわけですけれども、お客様の声から出てくるのは、バスというのはどこの会社も一緒だと見られるケースが多くて、よく比較されるのが東京の都バスであるとか横浜の市営バスなどの公営バスというところの施設とよく比べられて、新潟交通は何をやっているのだという話を受けるわけでございます。はっきり申し上げると、東京の都バスというのはジャブジャブの税金をつぎ込んで、今、全車両ノンステップバスですと彼らは言ってやっているということです。

今ほどもお話がありましたノンステップバスは、私どもはちょうど３分の１くらいがノンステップバスです。残り３分の１がワンステップバスといいまして、一段上っていただくのにスロープにしてなるべく平らな形で上っていただくというバスです。残りの３分の１はまだ二段上ってもらう昔のバスになっています。新潟市を走らせてもらっているのであれですが、例えば、越後交通とか上越の頸城自動車などはノンステップバスもあるのですけれども、非常に雪道に弱いということで、新潟市はそうでもないですが、そういうところは敢えて入れないというバス事業者もあるということでございます。私どもも少しずつそういう形で増やさせていただいているのですけれども、その３分の１は大体百数十輌、まだ２段上ってもらうバスが残っているのを、数年間で全部変えていくというのが経済的にも無理だということもあります。例えば、そういうもので合理的配慮がされていないのだととらえられるというのは、経営的にも無理なところがございます。あとは、ノンステップバスであっても、例えば、車いすが乗せられないような道路環境も実はあって、先ほど国土交通省に言うとすぐやりますといったところがあるとか、新潟市もそうかもしれませんけれども、なかなか即やりますというわけにもいかないのが民間事業者であるというところでございます。そこに法

的拘束力がついてしまうと、正直、経済的にも無理な場合が出てくるというところが非常にありますので、その辺のご配慮をいただかないと、なかなか、法的拘束力を持たれると、正直、民間事業者としては厳しいですし、そんなにもうかる仕事でもないということもございますので、少しずつ変えていくという時間の余裕であるとかそういうものをいただきたいというのが本音でございます。その合理的配慮というのが具体的に何を指すのか、勉強不足で分からないのですけれども、一般的な部分で言うとそういうことをおっしゃっているのかなと感じているところです。

（長澤座長）

ありがとうございました。

さまざまな方からご意見をいただきました。私もいろいろな方からも専門の方からも個別にご意見をいただいたときに印象に残っているのが、共生社会、お互いを理解するために作るものであるということで、話し合いの重要性ということを、ぜひ、その精神を入れてくれという意見をあちこちからいただいたのです。つまり、やっていないからだめ、やりなさいというような強制的なやり方ではなく、間に入って、話し合いをとおして何だったらできるのか、どうしてできないのかという辺りを丁寧に聞いたうえで、何か援助が受けられるのだったらやれるとか、このくらいの期間を猶予すればできるのだとか、期間と援助を与えられてもできないのだとか、その辺のことを詳細に話し合いを通して明らかにして、それを障がいのある方に分かってもらうし、市民の方にも分かってもらうというようなことが重要なのではないかと感じるのです。今のご意見を伺うと、義務にするという方向性がいいのかなと。例えば、雇用に関しても、事業主、民間の雇用主も合理的配慮の義務適用ということも明確になってきているわけですから、時代の趨勢として義務というのを基本にするのだけれども、そこにはさまざまな話し合いあるいは援助あるいは猶予期間、附帯事項などをつけて、事業者の方々の不利益にならないようなことをしていくという方向でとりまとめ案を作っていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

（竹田委員）

竹田です。

今ほど長澤座長がおっしゃったこと、全く同感です。今日の皆さんを聞いていても思うのですけれども、この新潟市の差別をなくす条例の根本というのは、やはり基本的に今まで全く知らなかったことをどうやって知っている方を増やしていくかという過程であり、合理的配慮ということで法律の中で求められているのは、そもそも過重な負担が生じる場合には課せられないというように法律上明記されているのです。さらに、合理的配慮というのは事業所に無理な要求ができないように枠付けされた概念という形で弁護士会の意見書に書いてあ

りますが、これを読ませていただければ全くそのとおりだと思っています。だから、ここはやはり義務なのだなと思うのです。

先ほども少し上げさせていただいた全国の 12 の条例の中で義務にしているところが実は七つありまして、五つが努力なのです。一応、そのような形の状況にもなっている流れもあり、先ほど佐藤委員からも出されたように、事業者に義務ということでやるのであれば行政から支援をしてもらいたいと。それも全くそのとおりだし、皆さんから意見が出た合理的配慮ということで、では合理的配慮というのは何をすればいいのかということ自体が本当に難しいことで、これをやっていないからだめだと、到底そのようなことは求めているのではなくて、先ほど遁所委員が言ったように、この店構えを見てもらっても分かるように 100 パーセント満たすことは到底無理だと。うちの店で何かやれることはあるのかというところから始まるのだと思うのです。

かつて、遁所委員と焼き肉屋に行ったときに３段くらいの段差がありまして、こういう車いすですから入れないな、困ったなと。そうしたら、少し目に入ったのが電話帳の分厚い冊子で、お店の人にこの電話帳を貸してもらっていいですかと。私も今から考えると本当に失礼な話だなと思ったのですけれども、段差の間に電話帳を置いて段差を緩やかにして、遁所委員の車いすが壊れるかもしれないとか思いながら入っていった記憶があります。そのような感じの、今やることは到底無理なのだけれども、では、何ならできるかという形で、長澤座長がおっしゃったように何ができるかということを考えていくような社会にしていこうということが、まさに今回我々が作ろうとしている条例であり、白か黒かを決めるということでは全くないのだということを考えれば、そのような方向でいけるのかなと思います。

高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法がありますが、いずれにしても虐待する養護者を支援して虐待をなくしていこうという考え方なのです。そういう意味では、新潟市の特徴として、合理的配慮ができるように事業者を心身ともに支援しますという項目が入っても、きっと全国でもうちくらいではないかという売りにもなるかと思うので、事業者支援も入れるのだと。そのうえで義務なのだということを出していくのはどうかなと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。具体的に、中間とりまとめでも差別解消のための第三者機関というものが明記されていて、そこの役割として、今の問題を丁寧に議論するというか使うということも入れないと、今、ここで語られた理念というのは大変いいのだけれども、では具体的にどこでだれがどうやるかということをはっきり示していくことが必要かなと思いました。

（角家委員）

法的義務とすることに賛成の立場から意見申し上げます。

今、竹田委員からご紹介くださったように、この合理的配慮というのは過剰な負担が生じる場合には課せられないというように解釈されていますので、1,000 人の従業員がいる事業所と５人規模の事業所とで同じことをしなさいと言っているわけではありません。その事業所にあった費用のかけ方、人出の割き方、いろいろあると思います。それにあったできる範囲のことをしているということを義務とするということですので、これを法的義務としたからといって直ちに現場に混乱が生じるということはないと思います。多くのものは過剰な負担が何かということを考える中で解消されるものだと思っています。今後、何かが生じてしまった場合に現場で相談員の方に対応していただくことになるわけです。これは合理的配慮を欠いていますと言ったときに、でも努力義務でしょう、だからやらなくていいでしょうというようになってしまってはたちまち現場が立ちゆかなくなるだろうと思うのです。そういった相談員の方々に十分な力を発揮して現場で活躍していただくためにも、ここまでは法的義務ですというようなことが言える内容にしていくべきだろうと思います。では、これは非常にきついものなのかというと、我々弁護士のような者が義務とかと言うと、どうも怒られるとか罰せられるというイメージにつながりやすいようなのですけれども、この義務を法的義務にしている条例でも、この義務の違反に罰則を設けているということはありませんので、そうしたところで配慮していけば、法的義務としてもそれほど窮屈ではない、みんなが共に生きやすい社会になるような努力をしていけるという、配慮していけるという社会になるのではないかという意味から、賛成の意見を申し上げます。

（熊倉委員）

白柏委員に、少し誤解もあるかもしれないと思って、私が作った悪い空気を取り払おうかと思います。医師法の中に医師はそういう義務を持っているのだということを私は何度も言っているのですけれども、それはどういう意味かというと、医師という業界がそういう方がいるということを前提にして、そういう方にどういう医療を届けるかということを責任を持って提案する立場にあるということを知ってほしい。そういうものがあれば、逆に言うとそういう方の場合にはこういうような対応を考えていますとか、得意な病院だとかということが出てきたり、あるいは逆にそういうことでもって一定の頻度だとかそういうものが見えてきたときには、医師の集団として医療の報酬をそちらに配分するとか、そういう活動が医師の立場からも、今までもあったと思うし、そういう意味での活動があるべきではないかと思って、いかがでしょうかとお伺いしたいという趣旨なのです。個別のところでやれる限界というのはどんな業界でもある話なので、現実に歯医者などは、知的障がい者の場合はマジックテープのようなものでおさえていただいて治療していただくしかない場合があるわけです。

あるいはぐいっと迫ってくるものを普通にこうやって治療できるわけではないものですから、そうすると、そういうことの手続きもあるし、またそういう設備を持っている医療機関も限られているというか、あるいは逆にそういうことをやれている機関もあるということを業界全体にアピールして、そういう人にも医療を届ける仕組みがあるのだということを、これを機会に作っていっていただければ本当にありがたいと思います。逆に患者のほうでもこういうことを心掛けてくださいというのは、逆にこちらのほうが受け止めなければだめなのではないかと思っております。

（石川委員）

聴覚障がい者の石川です。

竹田委員の意見に同意いたします。私としては、障がい者差別をなくすためにはそれなりの義務が必要だと、義務の上は努力であろうと法的であろうとどちらでも私はかまわないと思います。そのときその場に応じて、それにあった努力義務、例えば、私どものところは集会所で業者がいるのに通訳の準備がない、その制度がない場合、それは合理的配慮がないということになります。それは法的義務としてつけて、そういった区別をしていくという意味ではないかと思います。義務の上につくものはどちらでもいいと思います。

（田中委員）

いろいろなご意見が出る重要なテーマだと思います。法的義務と努力義務との間でそれぞれの義務を規定したときに、義務を受け取る側の行動がどう変わるのか。それから、それぞれの義務に違反した場合に何が違うのかについて、事務局側で整理されていく必要があるのかなと思います。また、すでに整理されているのではないかと思いますので、その違いについてご教示いただければと思います。

また、もし、法律の観点で努力義務と法的義務の間にこういう違いがある、あるいはないということを弁護士会のほうでなにがしか整理されているのであれば、ご披露されたほうが議論の促進になるのではないかと思います。

（長澤座長）

まず、事務局から何かご説明はありますか。

（事務局）

今、実は、他都市に条例ができた効果等について、改めて制定している 12 市にいろいろ問い合わせをしているところで、それがまとまれば、その中で義務化しているところでどういう違いとか効果があったかという部分は、次回以降、まとまり次第お示しさせていただければと思います。それでよろしいでしょうか。

（長澤座長）

ありがとうございました。現段階で、時間の関係もありますので、これは結論をつけるわけではないのですけれども、法的義務という方向性でありながらもさまざまな条件が出されています。特に、私から申し上げたい第三者機関というのは、相互理解の場、あるいは調整の場として非常に重要だと思いますので、その辺のつながりを何か文言にしていただければと思っております。ほかの自治体での実施の効果等についても、次回以降お話しいただけるということですので、また検討を加えたいと思います。

それで、今の内容とかなり関連がある罰則規定です。今日の条例検討の重要事項の④です。３を飛ばして４についてご意見をいただきたいのです。非常につながりがあるので、ぜひともこちらを前にやりたいと思いますが、いかがでしょうか。

異論がなければ、この罰則規定について、入れるかどうかの意見をお願いいたします。

（竹田委員）

竹田です。

この検討委員会のわりと最初から通底していた考え方で、罰を与えて何とかしようということではないのだというのが、議論の中にずっと流れてきた共通のものと私としては考えています。この前、弁護士会が開催されたシンポジウムの中でも、山崎先生が、「北風と太陽」という話で言えば、差別禁止条例というのは太陽路線で行くしかないのだろうという話をされていて、罰を与えて怖いから差別をしないというようなことは根本的に筋が合わないのではないかという話をしていただいて、なるほどなと思ったのです。やはり、知らないから傷つけるようなことをやってしまったということが、700 の事例を通じて私たちが確認してきたことなわけですので、罰則はなし、基本的には対話路線で相互理解を深めていくという形の場を作っていくということに重点を置くということでいいのではないかと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。罰則規定を設けないということです。

（佐藤（洋）委員）

佐藤です。

今、竹田委員がおっしゃったとおり、この前の弁護士会の講演会の中で先生方がおっしゃったとおり、確かに「太陽と北風」とおっしゃっておられました。なるほどなと思って、竹田委員が発言されたとおり、私もそのように頷いてまいりました。

先ほど長澤座長がおっしゃったように、いろいろな場面で話し合いをして折り合いをつけていくというところが、いろいろな部分で非常に大事なのかなと思っております。それから周知啓発。最初、この会議の中でみんなで意見交換したときに、やはり学びの場、教育が大事だということを言われましたけれども、本当にそのとおりです。教育、そして周知啓発が

とても大事だということを感じておりますので、罰則は私は逆信頼が出てくるのではないかと考えたりして、法務局でもその辺りを話してまいりましたので、そのように、太陽であって折り合いをつけて納得しながら市民に分かっていただいて、私たち自身が障がいのいろいろなことを知る、それが大事だと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。

私は秋葉区の意見交換会に出たときに、障がい者用の駐車場に堂々と止めていてみんな止めているのに何が悪いのだと言われてとても悔しい思いをしたという意見、未だに印象が強くあって、本当に悔しそうでしたし、そのとおりだと思うのです。では、ああいう方がいた場合どうなるのかとイメージすると、あなたがやっているのは差別だと言って罰を与えて反省するかと思うと、逆だろうと思うのです。また憎しみの感情か何かが出る。むしろこういう理由でこうなのだということを伝えるとか、そういうような話し合いといいますか、そういうことのほうが少しは変わってもらえる可能性があるのかなと、聞いていて思うのです。

特に皆さんの中から、ぜひ、罰則規定をというご意見が積極的に出ておられないということを考えると、基本的には設けない。ただ、周知徹底する、啓発するということ、あと、話し合いをするということを大事にするのだということがきちんと分かるようにしていくという努力が必要かなと思います。

（長谷川（美）委員）

それは私も積極的に罰を与えたほうがいいとは決して思っていないのですけれども、当事者、車を止めた人と車を止めないでもらいたいと思っている側の間のコミュニケーションが図られるというのは分かるのですけれども、客観的に見ている人にはよく分からないままというのがあるような気がしています。ハワイで車いす用の駐車場スペースに車を止めた人がいて、通報があってぴったり車いす用の駐車場スペースの隣にパトカーが止まって使った人を待っていたというのを目撃したときに、そういった抑止力はあるなと思ったのです。話し合いという、見えないやり取りをいかに明らかにしていけるかというのもとても考えていかなければならないなと思います。

実際に、コミュニケーションという言葉に関してはどの分野でもどの世代でも問題になっていて、うまくコミュニケーションが図られていないがために起こることがたくさんあるというところもありますので、第三者機関がどういう働きをしてどういうように情報公開していくのかという部分にも影響があるとは思うのですけれども、こういうことは間違ったことであるとかいけないことだと見えるということもある程度必要なのかなという思いも、捨てきれないところではあります。ただ、明らかに追い詰めるというようなことをしたいわけで

は決してないというのはあります。

（長澤座長）

ありがとうございました。紛争解決機関のイメージというものがお示しされたと思うのですけれども、これをどう作りどう運用するかということが大事なのと、実際に解決したという、当事者同士でうまくいったという場合に、それをほかの方にもこういう事例でこうなったのだということが分かるようにしていくと話し合いが生きるといいますか、そういうことになると思いますので、そういう意味では、紛争解決機関がどのように扱って解決してその後どうするかということを、より明確にすることが重要なのかなと思います。そのような方向性で最終案をまとめていく方向でよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

（桝屋委員）

桝屋です。

決まりかけたことに水を差すようで大変申し訳ないのですが、私も基本的に積極的に罰則を与えるというのはよくないなと思っています。ただ、消極的に罰則を与えるという立場では賛成したいと思います。理由としては、第三者機関でも、たたき案ですでに話し合っているとおりなのですけれども、話し合ったうえでどうしても当事者間で折り合いが合わない場合には刑事、民事に持ち込むというのも一つの手ではないかと思います。命にかかわるということも差別の中には考えられるので、ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、どうして悪いのかということも納得ができない場合は第三者機関が警察なり司法なりに事件を渡すということもしたほうがいいのではないかと思います。

（長澤座長）

事例によっては、確かに相当な、悪質という言い方はどうかとは思うのですけれども、そのような重大なこともないわけではないと思いますので、そういったご意見も生かしてまとめていきたいと思います。

それでは、時間の関係もありますので次に進みたいと思います。検討重点事項の③です。公表は社会的属性を公にする危険な措置であり、弁明の機会がないことからやめてもらいたいということ、13 ページから 14 ページですが、お開きいただけますでしょうか。このことについて皆様のご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。公表については手続きに慎重を期す必要があると考えていますということです。

お願いいたします。

（竹田委員）

竹田です。

公表というのは、間違いなく一つの罰則ですよね。だから先ほどの議論とは相反するようで、私も発言しづらいなと思いながら発言しているのですけれども、今回提示されている条例たたき案に載せられている、事実の助言またはあっせんの申し立てから最後の意見陳述の機会の付与、第 17 条までの規定を見るうえでは、非常に丁寧な段取りを踏んで作られていると思うのです。先ほどの桝屋委員の発言ではないですけれども、やはり、中にはひどい人がいるのも事実なわけです。ひどい差別事例も私たちは 700 事例の中でいくつも見てきているわけです。そういう形で、知らないからそうやったのだろうけれども、こうなのでと一生懸命言っても、誠心誠意それをやっても分かってもらえない人はやはりいるのだと思うのです。そうなった場合に、公表という最後の手段は、伝家の宝刀ではないけれども、これは担保しておかないとだめかなと、先ほどの前段の意見と反するようで恐縮なのですけれども、思うのです。

ただ、第 14 条から第 15 条に至る過程の中で、私が読んでいて違和感を覚えたのが、第 15 条に差別をしたと認められるものがという文章が唐突に出てくるのです。差別をしたかどうかという事実認定をどの場面で行うかという規定がこの条文の中にないのです。そこのところを、第 14 条と第 15 条の間くらいの過程の中になるのかなと思うのですけれども、きちんと差別を、これはやはり差別ですねという形で判断、事実認定をしたうえで、第 15 条の差別をしたと認められる者が正当な理由なくその助言またはあっせんに従わないときはこれらに従うよう勧告することができますという展開にしていただいたほうがいいのかなと思っています。

あと、この意見は西区の意見交換会で出された意見だと思うのですけれども、そこの発言者の中には第 17 条に規定されている意見陳述の機会すらないのではないかという意見がありました。その辺のところについて、条例のたたき案じたいがなかなか知っていただけない中での意見交換会だったという中で出てきた意見でもあるかなと私は思っています。私はこの原案どおり事実認定の条項をプラスしていただいたうえでやっていただくのがいいかなと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。事実認定を加えたうえで事務局案に賛成というように受け止めました。

（川崎委員）

川崎です。

基本的に、竹田委員がおっしゃったとおりで、私もこれは必要だと思っています。ただ、一般的な受け止めをすると罰則、ペナルティの範囲に見えるのだけれども、はたしてこれを

罰則と同等にとらえていいのかというのは、少し違うなと思っています。というのは、明らかに差別、あってはならないというものをとらえて公表する。そういう事実を伝えていくことも大事なことだと思っていて、この辺り、本当は罰則として公表というものはとらえてはいないのだという辺りも、使い方の中で説明があるとなおありがたかったかなと思うのですけれども、そのような要素があるのかどうか、この辺も後ほど補足していただければありがたいと思います。

そして、おっしゃったとおり弁明の機会などないのではなくて、むしろ弁明の機会もあれば改善する機会があるのです。勧告というものを受けて、ではどうすればいいのだと考える機会があるわけですので、それもなお超えてそういったものを受け付けない、それほどの事案というのはこういう事案があるのですという、皆さんに知っていただくというのは必要なことだと思います。ペナルティ的要素ばかりではなくて、そういう事案がまさに差別なのですということも必要なことだと思いますので、公表というのは必要だと思っています。

（長澤座長）

ありがとうございました。

確認ですけれども、個人名が特定されるなどということなく、こういう行為がだめだということを公表するということですよね。それとも、実際に特定されるようにということなのですか。そこのところ、誤解が生じるといけないので。

（事務局）

個人名も含めて公表することを考えています。

（長澤座長）

そうですか。失礼いたしました。

ご意見、いかがでしょうか。

（遁所委員）

この公表とか、やはり慎重に議論しなければいけないところとかということで、調整委員会の役割が非常に大きなところだと思います。新潟県弁護士会の意見書に書いていただいたように、調整委員会の中には弁護士が入ることを前提としてむしろリードしていただかないと、やはり法律の専門家に入っていただいたうえでの公表ということであってほしいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。専門の方が紛争解決の中に入っていただくということで承りました。

（佐藤（佐）委員）

公表につきましては、今、遁所委員がおっしゃったように非常に慎重にやらなければならないと思っております。そうしますと、調整委員をだれがやるか、どういう形で選ぶのかというのが非常に重要になってくるのではないかと思います。まさにここに公表、（46）のところにこの方が発言しているのは、条例検討会委員の選定が新潟市の主導で行われておりうんぬんとございます。つまり、どういう選定の仕方をしたのか、だれが選ばれているのか、どういう立場の方が選ばれているのかが分からない中でのものについては少しクエスチョンだという意見だと思いますので、調整委員の選定については弁護士の先生、弁護士の先生でもいろいろな先生がいらっしゃいますしいろいろな立場等ございますので、やはり異なった、いわゆる業者の利益代表者、あるいは公益という立場で、さまざまな立場の方を選んでいただいて慎重に審議するような会にしていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。調整の仕方についてのご意見、ありがとうございました。

（田中委員）

事務局の再検討（案）にありますように、手続きに慎重を期す必要があるということを書いてありまして、現在、市で声をいただいた調査から始まって公表に至る段階の仕組みがあるのですが、これも相当慎重な手続きになると思います。ただ、これよりもさらに慎重な仕組みがあるのであれば、それも参照したいと思っています。例えば、事実の公表の要点をもう少し重くしているような例があれば、それも見てみたいと思っています。もし、すでにご用意してあるのであれば、簡単にご披露いただければと思います。

（長澤座長）

さらなる慎重な手続きについての情報が何かあればということですが、いかがでしょうか。もし難しければ、次回ということでもけっこうです。

（事務局）

すみません、次回にさせていただきたいと思います。

（長澤座長）

ほかにいかがでしょうか。

そうしますと、これに関しても、事務局案の方向性で行くが慎重にという辺りをもう少し具体化し、中立性が保てるように、調停にかかわる人の人選等も含めて公正な判断がなされて、納得がいく形で公表に至るということを考えていったらいいのかなと思います。

急ぎで申し訳ありません。本日最後の重点事項です。15 ページをご覧いただきます。（92）から（98）ということで、まず、（92）、（93）についてです。要検討ということですので、ここのところについてご意見をいただきたいと思います。規定の追加ということで、

二つほど出ております。委員の皆様、いかがでしょうか。

（熊倉委員）

（92）のところで、前文や基本理念等は明記するのかとありますが、前文や基本理念等は明記したいと思います。もともと障がいのある人もない人も一人ひとりが大切にされいかされる新潟市づくり条例というところで検討してきたのは、例えば、一つの説明の仕方としては、市民憲章にはこれが詩みたいになったような部分がありますが、そこにみんなで生きるために助け合うまちとか、一人ひとりが大切にされ、いかされるまちという表現があります。まさに障がいのあるなしを超えた共生の地域社会づくりをうたった部分だと考えております。この条例は、そういう障がいのあるなしを超えてこの地域で健やかに生きるために知っていただくべきことを知っていただいて、困難を抱えている人がここに住まいしていること、そしてその人たちがこういう差別があると非常に困るというところをここに盛って、それをお互いに分かり合うと。そして、そこでごく具体的に言えば、空いた民家をグループホームに使うことについては総論賛成だけれども隣に来るのはだめだというような乱暴な議論がこの地域からなくなるとか、障がい者の支援施設がそういった住宅街の外れにあったとしても、幼稚園、保育園があるのと一緒というような、ごく普通の受け止め方をされるようなのが共生社会の一つの場面だと思います。そういうことを期待したいわけですので、小難しいルールを設けてそれで対応に困る人たちを作るというような意味ではなくて、みんな生きる権利があって、それを困っている人たちの困っているというところを理解してお互いに配慮しようではないかということを常識にしたい、そのための条例というような位置づけなのです。こういう雑ぱくな言い方ではなくて、本当に訴える力のあるいい言葉があれば、ぜひ、そのような前文や基本理念等の明記は目指すべきだと思っております。

（長澤座長）

ありがとうございました。明記するというご意見と承りました。

（竹田委員）

竹田です。

すでに事務局から参考資料２で全 12 自治体の他都市の前文・基本理念等ということでお示しいただいているものを見ると、前文がないのが北海道だけです。ほかは全部前文も基本理念も備えているのです。中を読ませていただくと、やはり、千葉は国に先んじて差別解消法というか条例を作りましたからあれですけれども、障害者差別解消法ができたうえで、なぜ、新潟市が改めて条例を作っていくのかということも、きちんとした考え方を前文や基本理念のところでうたっていくということが、意見交換会の中でなぜ国の法律ができたのに作るのだという意見もありました。そのことに対してきちんと答えていくということが我々の

責務としてあると思いますし、施策審議会からこの条例検討会を作って新潟市の差別解消条例を作ってくれというような部会報告が出た中に、かなりその思いというか、詳しい内容が展開されていると思います。ですので、部会報告、施策審議会からの新潟市条例を作ってくださいという部会報告の文書などを勘案しながら、ぜひ、格調高い、だから新潟市は作ったのだということを市民や全国に向けて発信できるような内容を作れればと思います。

（川崎委員）

川崎です。

竹田委員おっしゃったとおりで、市の施策、提言書と、今回、条例の検討会の要綱といったところに基本的な方向だとかが示されているので、これをベースにしていただいて、前文を置くという意味で申し上げたいのですけれども、ぜひ、盛り込んでいただきたいのが、現に差別はあるということです。これを必ず盛り込んでいただきたいと思います。そして、ほかの、共に生きる、いわゆる共生社会のことはうたってあるのでまちづくりもうたってありますから、現に差別があるという前提に立ったうえで、こういったものを前文として整えていただければいいのかなと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。入れるというご意見だったかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

では、こちらにつきましては入れるという方向性で最終案を作っていただくということにしたいと思います。

もう１点だけ、（93）についてはいかがでしょうか。ハラスメントの規定を設けるべきということについてです。

（竹田委員）

ここは、私はこの会が始まってからずっと一貫して言っていることなのですけれども、差別であるかどうか分からなくて、私たちが検討した 700 の事例の中でも、これは明らかに誤解だというものがかなりあったのです。そういったこともきちんと聞いて、それはそういうことではなくてこういうことを言っていたのですとか、差別だと訴えてきた人たちに対しても、丁寧に説明していく意味でも、ハラスメントに対してきちんと対応するのだということを弁護士会が言っていただいたので、私は非常にありがたかったのです。京都府の条例の１項目を事務局も出していただいて書いていただいていますけれども、特定相談、第９条ということで、事務局のほうで出していただいた参考資料２の８ページに書いてあります。この中で、特定相談第９条、（５）に当たるのがそうなのですけれども、当該障がい者の障がいを理由とする言動であって、当該障がい者に不快の念を起こさせるものに関することという

項目が入っているということはとても大きな意味を持っていると私は思うのです。今日の議論の中でも、相談というのはとにかく大事なのだと。相談という活動がないと、この障がい者差別解消条例は生きていかないのだということがずっと言われてきたと思います。そういう点では、残念ながら、今現在の条例のたたき案については相談ということに関しての記載が非常に薄いのです。私としては、京都府の条例と同じくらい１項目をさいて、特定相談という形で京都府の条例の中ではかなりのボリュームで展開してくださっていて、その中に地域相談員を作るのだ、広域相談員を作るのだと、具体的な相談の体制まで含めて展開されています。そこまで踏み込んでいただきたいのです。そうでないと、せっかくのこの条例が絵に描いた餅になってしまう危険性を持っていると思います。ぜひ、相談の項目を１項目追加してほしいし、その中にハラスメントの条例を入れていただきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。相談という文言、京都府の条例を参考にしながらハラスメントの規定を入れていくべきというご意見でした。

（桝屋委員）

桝屋です。

私も竹田委員の意見にとても賛成です。ハラスメントが積もり積もって精神疾患に至ってしまうケースも多々あります。規定の追加の（94）、（95）の性同一性障がいについても、やはり同じことが言えます。例えばの話ですけれども、性同一性障がいを隠していますけれども、セクシャルハラスメントに関することを一言言われただけでその人は非常に心を病んでしまいます。それが積もり積もった結果、本当の意味でうつになったり精神疾患になったり重度のものになってしまって、引きこもって何年も家から出られないという方もやはりいらっしゃいます。そういった意味でも、ハラスメントやそういうことで障がいが重くなる、あるいは障がいを発生させてしまう、生きづらさを発生させてしまうという観点から見ても、ハラスメントを規制するという規定をぜひとも盛り込んでいただきたいし、そういうことを取り上げて相談できる、解決できる仕組みを、ぜひともこの条例で作っていきたいと思います。

（長澤座長）

ありがとうございました。それが重大な問題に発展する危険性があるということからも入れていただきたいということです。やはり、なかなかこういうことが訴えられないというか、そういう力も含めて、障がいの特性も含めて、そういった方々の訴えを聞き取りやすくするという意味でも、相談という文言の重要性というのはあるのだなと感じました。

ほかにいかがでしょうか。

では、現段階ではこの規定も入れる方向でまとめていただくというようにしたいと思います。

ほかに、（94）、（95）、（96）、（97）、（98）の事務局案についても検討する予定だったのですけれども、やはりこの件ももう少し時間があったほうがいいと思いますので、私の判断で、次回、ここからスタートしたいと思いますがいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、少し残りましたけれども、ここで事務局にマイクをお返しいたしたいと思います。お願いいたします。

５　その他

６　閉　会

（司　会）

長澤座長、長時間にわたり議事進行いただきまして、ありがとうございました。また、委員の皆様も活発なご発言をいただきまして、大変ありがとうございました。

次回、第 12 回になりますけれども、10 月 16 日木曜日午後７時、こちらの開催になります。次回の検討会の進め方ですが、今日の予定の残り及び今回お配りした資料３に基づき、はじめから一つずつという形で進行をしていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第 11 回条例検討会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、大変ありがとうございました。